

「たけとよめし」登録店・登録団体認定要綱

(目的)

武豊町の伝統産業である「味噌・たまり」を使った料理を提供できる店舗・団体を「たけとよめし」登録店・登録団体（以下登録店・登録団体という。）として認定し、町民及び観光客に広く周知を行い、武豊の味・食の普及を図ることを目的とする。

(認定及び登録)

第2条 武豊町観光協会（以下「観光協会」という。）は、この要綱の定めるところにより、「たけとよめし」として、武豊産の「味噌」「たまり」を使った料理が提供できる店舗・団体を登録店・登録団体として認定し、登録するものとする。

(認定の申請資格)

第3条 登録店・登録団体認定の申請資格を有する者は、観光協会に加入する法人、団体、個人で、本事業の目的に賛同する者とする。ただし、第8条の規定により、認定が取り消され、3年間を経過していない者は申請できないものとする。

(認定の申請)

第4条 登録店・登録団体認定の申請を行おうとする者は、登録店・登録団体認定申請書（様式第1号）により観光協会に申請しなければならない。

(認定の審査及び登録)

第5条 観光協会は、前条の規定による申請があったときは、登録店・登録団体認定の認定基準に従い審査を行い、認定の可否を決定し、認定審査結果通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 観光協会は、前項により認定の決定を受けた者に、登録店・登録団体認定証（様式第3号。以下「認定証」という。）を交付するとともに、登録店・登録団体登録簿（様式第4号。以下「登録簿」という。）に登録するものとする。

3 登録店・登録団体は観光協会に関するイベントに優先的に出店できるものとする。

(認定の内容の変更届出)

第6条 登録店・登録団体は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、遅滞なく観光協会に登録店・登録団体認定申請事項変更届出書（様式第5号）により、届け出なければならない。

2 前項の規定による届け出があり、認定証に変更が生じた場合、観光協会は新たに認定証を交付するものとする。

(認定の廃止の届出)

第7条 登録店・登録団体は、廃止した場合、遅滞なく観光協会に認定証を添えて、登録店・登録団体廃止届出書（様式第6号）を届け出なければならない。

(認定の取り消し)

第8条 観光協会は、登録店・登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消し、登録簿から削除するものとする。

(1) 虚偽の申請により認定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他、登録店・登録団体の信用を著しく損なう行為があったとき。

2 観光協会は、前項の規定により、認定の取り消しをしたときは、その者に対し、理由を付して、登録店・登録団体認定取消書（様式第7号）を通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年6月19日から施行する。